## 令和6年度 公文書開示 (2月決定分)

	11 ብጉ			闭小(4月决定方)					_	/ 10 11	n +o -		Ø /r₁	<b>-</b> &	_		
						決	定区	<u>7</u>		(根別	い 規り	<u> </u>	<u>余例</u>	<u>/ 籴</u>			
Ŧ	<b>司 隆 里 哈</b> 哥	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新開示	不知用不	存否応答拒否	1号	2 号 号	4 号	5 号	6 万 号 号	8号号	9号	不開示理由等	所管局部課等
	11 R	R7. 1. 1 <b>4</b>	R7. 2. 13	2024年11月から12月末までの間における豊洲市場で取引された日本国内産のクロマグロ(品名がマグロもしくはホンマグロの部分、メジマグロも含む)の卸売の記録	10	1				1 1						公文書に含まれる記載のうち、以下に係る記載。 ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であり、特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例第7条第2号)。 イ 出荷者名、出荷者名(カナ)、出荷者住所郵便番号、出荷者住所の一部。出荷者の氏名や具体的な漁船名であり、特定の個人を識別(同条第2号)あるいは公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。 ウ 規格の一部。具体的な漁船名であり、公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。 エ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称(カナ)。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者等であり、仕入れ情報等が公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。 オ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。	中央卸売市場豊洲市場 水産農産品課
	2 R	R7. 1. 14	R7. 2. 13	2025年1月5日における豊洲市場で取引された日本国内産のクロマグロ(品名がマグロもしくはホンマグロの部分、メジマグロも含む)の卸売の記録	5	1				1 1						公文書に含まれる記載のうち、以下に係る記載。 ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であり、特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例第7条第2号)。 イ 出荷者名、出荷者名(カナ)、出荷者住所郵便番号、出荷者住所の一部。出荷者の氏名や具体的な漁船名であり、特定の個人を識別(同条第2号)あるいは公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。 ウ 規格の一部。具体的な漁船名であり、公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。 エ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称(カナ)。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者等であり、仕入れ情報等が公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。 オ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(同条第3号)。	中央卸売市場豊洲市場水産農産品課

表の見方 <決定区分>

- <公文書の件名>について
  ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
  ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。